

日常生活圏域の見直しについて

1 日常生活圏域とは

第3期介護保険事業計画の策定から、要介護高齢者等が住み慣れた地域において介護サービス利用を可能とする観点から「日常生活圏域」が導入された。

日常生活圏域は、概ね30分以内にサービスが提供される範囲を基本としており、地理的条件、人口、交通事情、社会的条件、介護施設の整備状況を総合的に勘案して市町村が設定することになっている。

匝瑳市は、第3期から第5期計画までは、市内を中学校区単位に西地区、東地区、南地区の3圏域に設定し、地域密着型サービス等の介護基盤の整備を行ってきた。

2 日常生活圏域の現状

(1) 日常生活圏域の設定状況

圏域名	中学校区	地区名
西地区	八日市場第二中学校	中央・豊栄・須賀・匝瑳・吉田・飯高
東地区	八日市場第一中学校	豊和・共興・平和・椿海
南地区	野栄中学校	野田・栄

(2) 地域密着型サービス事業所の整備状況

圏域名	認知症デイ	グループホーム	小規模多機能	小規模特養
西地区	2事業所	2事業所	なし	1事業所
東地区	なし	なし	なし	なし
南地区	なし	2事業所	1事業所	なし

(3) 地域包括支援センター設置状況

市直営の1事業所のみで3圏域をカバーしている。このほか各圏域に在宅介護支援センターが設置されている。

3 見直しの必要性

(1) 地域密着型サービス事業所の整備状況が、東地区には全くないなど、圏域ごとのバランスがとれていない。

(2) 市全域では必要なサービスであっても、すでに整備済みの圏域に新規事業者の参入を認めることが難しい。

(3) 地域密着型サービスの利用状況は、圏域中心でなく、全市的な利用になっている。

(4) 日常生活圏域の設定と地域包括支援センターの設置数の整合性が図れていない。圏域ごとに設置するには、財源的にも人力的にも困難な状況である。

(5) 匝瑳市の面積や中山間地域がないという地理的条件、交通事情などから市内のどこでもほぼ30分程度で移動が可能である。なお、旭市は合併当初から市全域を1圏域としている。

4 日常生活圏域の見直し案

日常生活圏域は、地域包括ケアシステムを構築する単位を想定して設定されている。

匝瑳市では、地域包括支援センターを中心に、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供できる体制を全市域一体的に整備するため、第6期計画から市内全域を一つの日常生活圏域として設定する。